

令和4年7月22日(金)
国土交通省 関東地方整備局
河川部

「鬼怒川水害損害賠償請求事件」の 水戸地裁判決に対する局長コメントについて

平成27年9月9日から11日にかけて関東及び東北地方で発生した記録的な豪雨(平成27年9月関東・東北豪雨)に伴い、利根川水系鬼怒川の堤防の決壊等が生じ、茨城県常総市内において大規模な浸水が発生しました。

当該浸水により生じた被害に対して原告らが国家賠償法2条1項の損害賠償を国に求めた裁判で、本日、水戸地方裁判所において原告らの請求を認める判決がありましたので、関東地方整備局長のコメントを公表するものです。

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局

TEL : 048-601-3151 (代表)

FAX : 048-600-1377

ガ 卜 工 効

河川部 河川調査官

藤本 雄介 (内線 : 3513)

令和4年7月22日

関東地方整備局長コメント

本日、水戸地方裁判所において、鬼怒川水害訴訟（損害賠償請求事件）の判決が言い渡されました。

本日の判決につきましては、まだ詳細な内容を確認できておりませんが、国の主張が認められなかったものと認識しております。

今後、判決内容を慎重に検討し、関係機関と協議の上、適切に対処してまいります。